

令和元年第6回

# 農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和元年10月31日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

# 深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和元年10月31日	開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時	開 会	令和元年10月31日(木) 午後4時00分			
	閉 会	令和元年10月31日(木) 午後5時10分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	出
8	久保 行弘	出	4	蛭川 登	出
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	出
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	出
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	欠	15	石塚 保	出
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	農地係主任	小林 豊			
	農地係主任	山口 圭一			
	農地係主事	清水 周平			
参 与	農業振興課 課長	葦塚 洋明			
	農業振興課 農業用地係長	福地 孝明			
	農業振興課 主任	籾山 擁也			
	農業振興課 主事	山本 哲也			

# 深谷市農業委員会総会日程

令和元年10月31日(月) 午後4時から  
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

## 1. 開 会

## 2. 議長選出

## 3. 議事録署名委員の指名

## 4. 議 事

- 1) 報告第 29 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 30 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 31 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 32 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 33 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 30 号 農地法第3条の規定による許可の取消申請承認について
- 8) 議案第 31 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 32 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 33 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 11) 議案第 34 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 12) 議案第 35 号 農地利用配分計画(案)に対する意見について
- 13) 議案第 36 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について

## 5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	それでは、ただ今から、令和元年第6回深谷市農業委員会総会を開催いたします。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに本日は欠席委員の報告をいたします。 議席番号19番でございます。 従いまして、委員24人中 23人の出席ですので、 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されているため、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 先ず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号9番、議席番号12番、以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
進 行 状 況	報告第29号 「農地法第18条第6項の 規定による通知について」	議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 から、報告第33号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用 届出に対する専決処分について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
	報告第30号 「農地法第3条第1項 第13号の規定による 届出に対する専決処分 について」	事務局	報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 でございます。 貸主、借主の合意に基づきまして、解約されたものでございます。  報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 は、5件でございます。
	報告第31号 「農地法第3条の3第1項 の規定による届出に対する 専決処分について」	事務局	次に、報告第30号「農地法第3条第1項第13号の規定による 届出に対する専決処分について」でございます。 本件は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロで 規定されています、「社団法人埼玉県農林公社」が「農地売買等 の事業」により、農地を取得する場合、「届出」により事務を進める ことができるものでございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 報告します。 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決 処分については、1件で、合計面積は2,803㎡でございます。
		事務局	次に、報告第31号「農地法第3条の3第1項の規定による届出 に対する専決処分について」でございます。 本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会 事務専決規程により専決処分したので、報告します。 報告第31号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に 対する専決処分について」は、合計7件でございます。 なお、あっせん希望につきましては、全て「無」となっております。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進	報告第32号 「農地法第4条第1項 第7号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に、報告第32号「農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 報告します。 4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、 土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用で ございます。「農地法第4条第1項第7号の規定による転用 届出に対する専決処分については」、合計4件、合計面積は 1, 309㎡でございます。
	報告第33号 「農地法第5条第1項 第6号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に、報告第33号「農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 報告します。 5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、 農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う 転用でございます。「農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出に対する専決処分について」は、合計19件、 合計面積は5, 518. 03㎡でございます。
行 状 況	議案第29号 「農用地利用集積計画の 決定について」	事務局	報告第29号から報告第33号につきましては、以上でございます。
		議長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました 報告第29号から報告第33号につきましては、専決処分事項で ありますので、報告のみとさせていただきます。
行 状 況	議案第29号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議長	次に、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を 議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」 説明させていただきます。 本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、 別紙の農用地利用集積計画(案)について、計画の決定を求める ものでございます。
		事務局	本日の総会において計画が決定されまると、令和元年11月8日 に公告することにより、令和元年12月1日より利用権が設定される こととなります。 なお、整理番号29番から整理番号95番につきましては、 議案第35号にも関連する農地中間管理事業に係るもので ございますが、こちらにつきましては、事務手続きの関係から 設定開始日が、令和2年1月1日からとなっております。
		事務局	【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】 それでは、15ページの計画概要について説明いたします。 詳細につきましては、続く16ページから55ページにございます。 また、別添の議案資料の1ページに「借受人別内訳」がござい ますので、あわせてご参照ください。
事務局	今回の計画におきましては、 合計 95件 306, 426. 63㎡、 借手 26名、貸手 94名、筆数 316筆の設定となっております。 そのうち、農地中間管理事業に係るものが、 合計 67件 251筆 235, 187. 63㎡、 それ以外の通常の案件が、 合計 28件 65筆 71, 239㎡、となっております。		

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	事務局		農用地利用集積計画(案)の概要説明は以上でございます。ご審議をお願いします。
	議 長		ただ今、事務局より説明のありました、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号2番および整理番号28番につきましては、新規就農に関する案件ですので、委員の意見を求めます。 議席番号5番、お願いします。
	5番		整理番号2番の借受人の新規就農について、報告いたします。令和元年10月17日に、私と議席番号8番、事務局職員でヒアリングを行いました。 借受人は、現在、親元で農業に従事し、トマトのほか露地野菜を作っております。数年前より、親元から独立してトマトをメインとして経営を行っていきたいと考え始め、親御さんと相談の末、一部の経営地を借り受け、このたび農業経営を独立することとなりました。 今後は、農業用ハウスを新たに作ってトマトの収量増加を図るなど、さらなる収入の増加が見込める農業をやって行きたいとのことです。 出荷先はこれまでと同様で、販路も決まっております、今後の展開についても検討がなされ、意欲的であることから、今回の就農は問題ないものと考えます。 若い世代の1人として、ぜひとも頑張ってもらいたいと思います。以上、委員の意見といたします。
	議 長		議席番号5番ありがとうございました。 続きまして、農地利用最適化推進委員16番、お願いします。
	最適化 推進委員 16番		整理番号28番の借受人の新規就農について、報告いたします。令和元年10月17日に、私と議席番号7番、議席番号19番、事務局職員でヒアリングを行いました。 借受人には、父親から相続した農地が2反ほどあり、妻が主となり、そこで野菜を作り、市内の業者に卸しております。 借受人は、これまで会社勤めをしておりましたが、会社を退職し、時間にゆとりができたことから、自らも労働力となって、農業を始めたいと考えたとのことです。 借受人自身、トラクターや耕耘機など、耕作に必要な機械は、もともと保有しており、本人も2年間、耕作を経験しております。 今後、本格的に耕作をしていく中で、色々学びながら、農業を行っていききたいとの考えです。 機械もあり、負債もなく、これまでの耕作経験や出荷先もあることから、営農上、支障はなく、今回の新規就農については、特に問題ないと考え、委員の意見といたします。
	議 長		農地利用最適化推進委員16番ありがとうございました。 議題の内、整理番号24番につきましては、議席番号21番に関する案件、整理番号40番につきましては、農地利用最適化推進委員1番に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議席番号21番、農地利用最適化推進委員1番には暫時退室願います。  (議席番号21番の委員、農地利用最適化推進委員1番の退室)
	議 長		それでは、整理番号24番及び40番の件に関して審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
	議 長		「質疑なし」との声があるため、ここで質疑を終結し、採決いた

	会 議 件 名	て ん 末
議 進 行 状 況		<p>します。 お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p> <p>議 長 議席番号21番の委員、農地利用最適化推進委員1番の入室をお願いします。</p> <p>(議席番号21番の委員、農地利用最適化推進委員1番の入室)</p> <p>議 長 次に、ただいま審議いたしました以外の案件について、一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。</p> <p>(議席番号23番 挙手)</p> <p>議 長 議席番号23番 お願いします。</p> <p>23番 整理番号29番から95番の申出地についてですが、利用集積計画の中で8割近い面積を占める案件が、すべて埼玉県農林公社に受入れになっています。そして、その新規設定が10年間、地代が1反あたり1,000円と決められておりますが、これだけの農地がまとまったというのはどのような経緯があったのか、大変な事業だと思いますので、教えていただきたいと思います。</p> <p>議 長 農業振興課お願いします。</p> <p>農業 振興課 はい、議席番号23番に対する回答をいたします。 今回、利用集積計画に上げさせていただいております約23万㎡の農地につきましては、農地中間管理事業として、深谷市の上敷免地区で実施したことにおいて、約23万㎡の数字があがっております。 上敷免地区におきましては、この後の議案第35号でご説明させていただきますが、2年ほど前から、農地がだいぶ錯綜しているということから、何とか耕作地をまとめていこうというお話が、農地最適化推進委員1番の委員さんよりございました。 その中で、地元の認定農家の方々や耕作者の方々を集めながら、熱心に話を進めた結果、今回やっこの面積約23万㎡の農地を、一旦、農地中間管理機構であります埼玉県農林公社に集積することができたということになっています。 このような経緯により、今回の約23万㎡の面積につきましては、農地中間管理事業のもとに実施したということになりますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>議 長 議席番号23番 いかがでしょうか。</p> <p>23番 はい。では、固定資産税のことはどうなっているのでしょうか。固定資産税が、おそらく1反あたり1,000円よりかけられていると思いますが、地代が1,000円ということは、固定資産税より安いということでしょうか。それでも、所有者の皆さんは貸してくれたのでしょうか。それとも、短期間で地代が上がるという目安があるのでしょうか。ただ、設定期間は10年になっていますので、その辺りを教えていただけますか。</p> <p>議 長 農業振興課お願いします。</p> <p>農業 振興課 はい。賃料につきましては、現在の上敷免地区の相場になりますが、9割方、使用貸借0円の契約になっております。</p>

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>ですので、現行から比べますと、賃料は1,000円上がるという認識を地元の方には持っていただいています。</p> <p>固定資産税と比べると、確かに地主の方がマイナスになってしまう可能性はありますが、賃料は上がるという認識になっています。</p> <p>また、農地がある程度耕作者ごとに団地化出来ていければ、耕作の利便も良くなることから、耕作者の方には賃料の改定にもご理解いただければというお話をさせていただいているところではございます。以上になります。</p>
	議長	議席番号23番	いかがでしょうか。
	23番		はい、わかりました。
	議長		他にこの件に関し、質疑はございますか。
			(議席番号1番 挙手)
	議長	議席番号1番	お願いします。
	1番		<p>関連質問です。本件、議席番号23番の委員の質問のとおりで、この事業は中間管理機構が入り、農業振興課の担当職員を中心に始まったことだと思いますが、出し手側からすると、出し手側は耕作をしてもらっている側なので、声が小さくなってしまいますね。</p> <p>賃料については、現在高畑地区は無料で貸しています。上敷免地区は1,000円、矢島地区は備前渠用水費の分として3,800円を支払ってもらっています。大寄地区内で非常にバラバラになっているのです。中間管理機構では、なるべく揃えてくださいという要請はしているとは思いますが、なかなか借り手が少ないので、耕作して、もらっているという中で現在の形になったと思います。</p> <p>今後、これからどうするのだということを考えると、上敷免と矢島以外の地区は無料でバラバラになっていますので、団地化されたときには、なるべくイレギュラーをなくして統一してもらおうほうがよいとの話も出ています。</p> <p>この案件で、「中間管理機構にお任せすると団地化になりますよ」という話は、要するに「苦勞をとってもやりますよ」ということで、次の段階のことを考えているのですね。その際賃料の統一という問題について、今のままで良いのか市の見解をご答弁いただければと思います。</p>
	議長		農業振興課お願いします。
	農業 振興課		<p>はい。今の質問のとおり、耕作の利便は良くなっていますが、地域の農地の賃料については、ある程度統一していただければということで、市の方からは話をしています。</p> <p>ただ、現状は無料で契約しているところもあるのは、条件の良いところも悪いところも全部引き受けということで、耕作者の方は引き受けているということもあり、「出来れば賃料を払いたくない」という農地があるのも現状です。</p> <p>しかし、良いところばかりを借りる訳にもいかないということで、「すべて引受ける代わりに、少し安くして下さい」という話が、地元の農家さんとありました。今後、農地の耕作の利便が上がる事情になりますので、賃料についての話が行われていければと思っていますので、地元の方でまたお話をさせていただければと思います。</p>
	議長	議席番号1番	いかがでしょうか。
1番		はい、よろしくお願いします。	

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議		議 長	他にこの件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)
進 行	議案第30号 「農地法第3条の規定による許可の取消申請承認について」	議 長	次に、議案第30号「農地法第3条の規定による許可の取消申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第30号「農地法第3条の規定による許可の取消申請承認について」でございます。 農地法第3条の規定による許可の取消申請承認につきましては、本日の総会において承認いただきますと、本日付けで、処分がなされるものでございます。  【議案第30号、整理番号1番、2番を議案書をもとに朗読】
状 況		事務局	整理番号1番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 申請地は、令和元年第3回総会議案第13号整理番号2番にてご審議をいただき、令和元年7月31日許可処分がなされておりますが、申請人より、田において、大根の生産に適さないことが判明したため、許可の取消し願が提出されたものであります。 なお、本案件には地目が「畑」が含まれますが、一部の許可取消が行えないため、すべての筆を含む許可を取消し、改めて畑のみ3条の許可申請が提出される見込みです。
		事務局	整理番号2番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 申請地は、令和元年第3回総会議案第13号整理番号3番にてご審議をいただき、令和元年7月31日許可処分がなされておりますが、申請人より、田において、大根の生産に適さないことが判明したため、許可の取消し願が提出されたものであります。
		事務局	農地法第3条の規定による許可の取消申請承認につきましては、以上2件でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第30号「農地法第3条第の規定による許可の取消申請承認について」、審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)



会議件名		て ん 末	
議 進 行 状 況		事務局	<p>3条許可申請につきましては、以上7件、田1筆 715㎡、畑18筆 13,443.50㎡となっております。</p> <p>なお、3条申請につきましては、耕作すべき農地が効率的に利用されること、及び、周辺の農地の利用に支障がないことの確認として、申請に係る農地につきましては、令和元年10月15日に議席番号8番、16番、17番、農地利用最適化推進委員4番と事務局職員で、現地確認を行いましたことを、あわせて、ご報告いたします。</p> <p>また、整理番号7番につきましては、申請人の経営地が遠隔地であった為、事務局職員のみで現地調査を行わせていただきました。そのため、別添資料5ページの整理番号7番については、許可要件である、農地法第3条第2項第1号及び第7号を空欄とさせていただいておりますので、本日この場でのご判断をしていただければと思います。</p> <p>この後、現地調査の報告をさせていただきます。</p>
		事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。ご審議をお願いします。</p>
		議長	<p>ただいま、事務局より説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、議席番号8番及び17番に意見ををお願いします。</p> <p>また、整理番号7番につきましては、事務局より意見ををお願いします。</p>
		議長	<p>はじめに、議席番号8番、をお願いします。</p>
		8番	<p>3条、現地確認報告をいたします。</p> <p>令和元年10月15日に、私と農地利用最適化推進委員4番と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。</p> <p>整理番号1番、5番、6番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。</p> <p>また、申請地につきましても、特に問題ありません。</p> <p>現地確認の結果、以上3件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p>
		議長	<p>議席番号8番ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議席番号17番をお願いします。</p>
		17番	<p>3条、現地確認報告をいたします。</p> <p>令和元年10月15日に、私と議席番号16番と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。</p> <p>整理番号2番、3番、4番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。</p> <p>また、申請地につきましても、特に問題ありません。</p> <p>現地確認の結果、以上3件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p>
		議長	<p>議席番号17番ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局をお願いします。</p>
		事務局	<p>整理番号7番の申請人の経営地につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。</p> <p>前方のスクリーン及び後方2枚の画面をご覧ください。</p> <p>最初に映っているのは、整理番号7番の譲渡人の現在の住所及び現在の経営地と深谷市の位置関係を示した地図となります。</p> <p>現在お住まいは神奈川県川崎市、経営されている農地があるのは長野県の筑北村です。山間の部分にあります。</p>

会議件名		て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>続いての写真は、地元の筑北村の農業委員会よりいただきました、経営地を示す地図となります。地形図の上に公図の線を並べたものになりますが、番号が①番から⑤番の5圃場あります。</p> <p>これより、経営地の写真を映しますが、この番号が左上にありますので、ご参照ください。</p> <p>【画像をもとに①番から⑤番の圃場を順次説明】</p> <p>①番の圃場は、地目は畑であり、山菜や果樹が作付けられておりました。後ろの方にありますのが農業用トラック等をしまう倉庫、その奥にあります建物が、長野県筑北村にて拠点とされている住宅、通われているということです。こちらで生活されているそうです。</p> <p>②番の圃場は、地目は畑であり、細かく作付け分かれており、露地野菜、トマトや白菜が作付けされておりました。</p> <p>③番の圃場は、地目は畑であり、耕耘はされておりましたが、今は、作付は見られませんでした。</p> <p>④番の圃場は、地目は田であり、耕耘はされておりましたが、今は、作付は見られませんでした。</p> <p>⑤番の圃場は、地目は田であり、耕耘はされておりましたが、今は、作付は見られませんでした。</p> <p>また、大谷の申請地につきましては、寄居県道の大谷の交差点を少し入ったところの、さくらんぼ保育園のすぐ脇のところ、耕地としては、きれいに耕耘されておりまして、これからすぐに作付けできるような状態でした。</p> <p>以上、整理番号7番の経営地についての、現地調査の報告をさせていただきます。</p>
		<p>議長 ありがとうございます。</p> <p>なお、整理番号7番は新規就農の案件であり、後ほど審議することとし、まず、整理番号7番以外の案件について、一括審議します。この件に関して質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議長 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p> <p>議長 続きまして、整理番号7番の案件について審議します。</p> <p>本件について、ヒアリングを行っておりますので、地元農業委員を代表して、議席番号10番から意見を求めます。</p> <p>議席番号10番お願いします。</p> <p>10番 整理番号7番の譲受人の新規就農について、報告いたします。</p> <p>令和元年10月18日に私と会長、議席番号3番、農地利用最適化推進員5番及び事務局職員でヒアリングを行いました。</p> <p>譲受人は、現在、長野県筑北村において、露地野菜を栽培しており、長野県内の直売所等へ出荷しております。</p> <p>住居は、現在、神奈川県川崎市であり、週3日ほど長野県へ赴き、農作業を行っているとのことでした。今後、拠点として深谷市の本田に住居を取得し、農機具等も確保していくとのことでした。</p> <p>労働力としては、基本的に本人のみであり、親族が年間50日程度手伝いに来てくれるとのことでした。</p> <p>申請地については、筑北村へ通う際に、埼玉県の農地に興味を持ち、インターネットにて探していたところ、申請地にたどり着いたとのことでした。</p>

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	10番	私の所見になりますが、譲受人は女性で年齢は66歳と高齢で ございます。また、家族の方は会社勤めをされているということで、 土日しか手伝えないのではないかと考えています。 現住所の川崎市と現在の耕作地長野県筑北村の距離を考えると 農業経営を順調にやっていけるような状態ではないのではないかと 私は思っているところでございます。 実際に、川崎市と筑北村が174キロ、川崎市と深谷が92キロ、 耕作するにはあまりにも遠い距離ではないかと思しますので、 この案件につきましては、保留にさせていただくのが妥当なのでは ないかと、私の意見とさせていただきます。	
	議長	議席番号10番ありがとうございました。 この際、ヒアリングに同席した他の委員からも意見を求めたいと 思います。議席番号3番、お願いします。	
	3番	只今、議席番号10番の委員より、概略の話をさせていただきました が、私もその場におりましたので、その通りでございます。 新規就農ということで、非常に期待しておりましたが、話を聞いて いると、ほど遠い、一般論で考えた場合は、これは問題ではないかと いう感じを持ったのが実情です。ただ、このような案件について、ある 程度の基準や比較するものがないと困ることもありますが、感じとして は問題ではないかと思えます。以上です。	
	議長	議席番号3番ありがとうございました。 続いて、農地利用最適化推進委員5番、お願いします。	
	最適化 推進委員 5番	私もヒアリングに立ち合いましたが、年齢的に66歳ということで、 長野、深谷、これを66歳の女性一人で出来るのかなと感じました。 また、深谷には農業機械の設備を用意していないということで、 このようなことから、到底、農業は無理かなと思えます。以上です。	
	議長	農地利用最適化推進委員5番ありがとうございました。 それでは、整理番号7番について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 女性議員の皆さん、いかがでしょうか。お考えございますか。  (議席番号18番 挙手)	
	議長	議席番号18番 お願いします。	
	18番	やはり、通勤でも距離が長すぎるということと、自宅が川崎で 引っ越して来られて深谷で始めるということで、向こうはどうする のかどうなのか。深谷には一人で移ってきて農業をされるのは、 とても心配だと思いますし、申請地を所有したとして、その後、出来 なくなってしまう、農地が雑草になってしまうと、悪循環になるの ではないかと思えます。私が66歳の同じ立場で考えると、一人 ではやれません。 以上です。	
	議長	議席番号18番ありがとうございました。 他にこの件に関し、質疑はございますか。  (議席番号12番 挙手)	
	議長	議席番号12番 お願いします。	
12番	女性の立場としましては、やはり、私も議席番号18番の委員 と同じ意見です。年齢的にも無理ではないかと思えます。 距離的にも、到底、考えられることではないと思えます。 そして、深谷市の農地を取得するには、何か他の理由がある のではないのでしょうか。		

会 議 件 名		て ん 末	
議 進		議 長	私の所見になりますが、ヒヤリングした感触は、皆さんがおっしゃったように、疑問を問いかけると、答えはちゃんと返してきました。 ただし、そこまで耕作地を拡散しているなかで、自分が具合悪くしても出来るのかと聞きましたが、「それぐらいのことは悩みではない」と言っていました。 ヒヤリングいただいた皆さんの意見については、正に、その通りだとは感じます。ただ、この案件について、良いか悪いかについては、これから審議いたします。 この案件の許可・不許可については挙手をもって採決したいと思います。
		議 長	それでは、他にこの件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」の声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 最初に本件を「許可相当」とする賛成委員の挙手を求めます。  (賛成委員の挙手無し)
		議 長	では、「不許可相当」とする賛成委員の挙手を求めます。  (全委員が「不許可相当」に賛成)
		議 長	全委員が「不許可相当」に賛成しました。よって本件は「不許可」とすべきものと決めます。 なお、不許可とする理由につきましては、農地法第3条第2項第1号の「すべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない」ためといたします。
議 行 状 況	議案第32号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、令和元年11月1日までに、深谷市へ意見書の進達を行い、市で審査及び処理をした後、来月11月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。 また、別添の総会資料6ページを合わせてご確認ください。
		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、平成7年頃から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続きが未了であったため、改めて申請を行うものでございます。
		事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請承認については、以上1件でございます。ご審議をお願いします。
議 長	ただいま事務局より説明がありました、議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、審議いたします。		

会議件名		て ん 末	
議		議長	この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)
進	議案第33号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」	議長	次に、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	それでは、議案書61ページをご覧ください。 議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」でございますが、申請人の都合により、今回、見送らせていただきたいと思いますことなので、議案から削除くださいますよう、お願いいたします。
行	議案第34号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」	議長	次に、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。 はじめに、議案書の訂正をお願いいたします。 議案書66ページの整理番号13番及び14番につきましては、申請人の都合によりまして見送りとなったため、議案から削除くださいますよう、お願いいたします。
状		事務局	それでは、議案書62ページをご覧ください。 こちらにつきましては、本日の総会で承認をいただきますと、令和元年11月1日までに意見書を深谷市へ進達し、その後、深谷市で審査し、11月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。
		事務局	農地法5条の申請につきましては、先ほど2件削除になりましたので、合計14件となっております。 別添の総会議案資料7、8ページを合わせてご確認ください。 それでは、整理番号1番よりご説明いたします。  【議案第34号、整理番号1番から16番を議案書をもとに朗読】
況		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。
		事務局	整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。

会議件名		て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>事務局</p> <p>整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号6番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号7番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は運送業を営んでおりますが、事業の効率化を図るため、申請地を譲り受けて、駐車場の整備を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号8番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は中古車販売業を営んでおりますが、業務の規模を拡大するため、申請地を借り受けて中古車保管スペースの確保を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号9番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、先ほどの整理番号8番の譲受人が、同様の理由により、申請地を譲り受けたいという申請でございます。</p> <p>整理番号10番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号11番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号12番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号13番です。 こちらにつきましては、削除となります。</p> <p>整理番号14番です。 こちらにつきましても、削除となります。</p> <p>整理番号15番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明)</p>

会議件名		て ん 末	
議 進		事務局	<p>譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号16番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、住宅の建築に際して、資機材の搬入路を確保するため、申請地を借り受けて、工事用地として利用したいという申請でございます。なお、利用期間は、許可日から令和2年6月30日までとなっております。</p>
		事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、以上14件となります。ご審議をお願いします。</p>
		議長	<p>ただいま事務局より説明のありました、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。</p>
		議長	<p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議長	<p>「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
行 状 況	<p>議案第35号 「農用地利用配分計画(案)に対する意見 について」</p>	議長	<p>次に、議案第35号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。 担当課の説明を求めます。農業振興課をお願いします。</p>
		農業振興課	<p>はい。まずはじめに議案書の一部に訂正がございます。議案書68ページをご覧ください。農地利用配分計画(案)の右から6項目のところにある貸借期間の「始期」と「終期」ですが、表記が「平成」のままになってしまっています。こちら正しくは、「令和2年1月1日から令和11年12月31日」までの10年間になります。1行目以降もすべて修正をお願いいたします。大変申し訳ございません。</p> <p>それでは、議案第35号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」ご説明させていただきます。 本議案は、農地中間管理事業における農地貸借に関するものでございます。</p> <p>農地中間管理事業における農地貸借につきましては、まず、地権者と農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、利用権設定にて農地貸借を行います。この機構が借受ける際の利用権設定につきましては、先ほど議案第29号でご審議いただいた、「農地利用集積計画の決定について」の整理番号29番から95番が、それに該当いたします。</p> <p>農地中間管理機構が農地を借受けた農地を、借受け希望の農業者へ配分いたします。その配分を定めたものが本議案の農地利用配分計画(案)でございます。</p> <p>今回、付議させていただきました議案については、上敷免地区にて実施する農地中間管理事業に基づくものとなっております。上敷免地区につきましては、地区内の耕作地が錯綜していることから、農地利用最適化推進委員や地元の認定農業者が中心となり、農地中間管理事業を利用して耕作地の団地化を目指し協議を重ねてまいりました。</p>

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	農業 振興課	農業 振興課	<p>今回の利用配分計画(案)で配分を受ける者は、地区内の認定農業者のみとなっておりますが、今後は認定農業者以外の農業者の参加も促しながら、地区内全ての水田を対象としていく予定でございます。</p> <p>本日、利用配分計画(案)で配分する農地につきましては、68ページから93ページまでに記載のありますとおり、251筆、235,187.63㎡を地域内の認定農業者である借受人10名に配分する計画でございます。</p> <p>農業委員の皆様にご意見をいただきたい内容としましては、</p> <p>①借受者は農地のすべてを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか。</p> <p>②借受者が当該農地を借受ることで周辺農地利用に悪影響を及ぼす恐れはないか。</p> <p>③借受者は農作業に常時従事する見込みはあるか。</p> <p>ということについて、ご意見いただければと思います。</p> <p>以上で、議案第35号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
		議長	<p>ただいま、農業振興課より説明のありました、議案第35号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」のうち、29番から53番につきましては、農地利用最適化推進委員1番に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員1番には暫時退席願います。</p> <p>(農地利用最適化推進委員1番の退室)</p>
		議長	<p>それでは、29番から53番の件に関して審議いたします。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(議席番号1番 挙手)</p>
		議長	<p>議席番号1番 お願いします。</p>
		1番	<p>現在、農地中間管理機構から借りている方がひとり経営不安になっていて、不耕作農地になっているところがあると思います。その辺りは、どのようになっているのでしょうか。</p>
		議長	<p>農業振興課お願いします。</p>
		農業 振興課	<p>はい。その点につきましては承知しておりまして、本人との話し合いを進めておりまして、離農する意思はないということですので今後において、しっかり耕作を続けていくという話をしています。</p> <p>ただ、経営状況がありますので、作付けができるかどうかはまだわからないところですが、農地の管理はしっかりするという話はいただいております。</p>
		1番	<p>では、その辺の指導をよろしく願いいたします。</p>
		農業 振興課	<p>はい。わかりました。</p>
		議長	<p>他にこの件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
	議長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本件は「意見なし」として決することによってよろしいでしょうか。</p>	

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	(委員より「意見なし」との声)
		議 長	意見がございませんので、本件は「意見なし」として決めます。
		議 長	農地利用最適化推進委員1番の入室をお願いします。  (農地利用最適化推進委員1番の入室)
		議 長	次に、ただいま審議いたしました以外の案件について、一括審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、「意見なし」として決めることでよろしいでしょうか。  (委員より「意見なし」との声)
		議 長	意見がございませんので、本件は「意見なし」として決めます。
	議案第36号 「農業振興地域整備計画 (農用地利用計画)の変更 に係る意見について」	議 長	次に、議案第36号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」を議題とします。 担当課の説明を求めます。農業振興課をお願いします。
		農業 振興課	はい。まず、申し訳ございませんが、説明の前に修正があります。議案書94ページから99ページとなっておりますが、総会の前にお配りいたしました「100ページ」を追加していただき、94ページから100ページまでが、議案第36号ということをお願いいたします。 それから、議案書98ページの事案番号18番の案件でございますが、除外理由が「駐車場」となっておりますが、「駐車場敷地拡張」でしたので、修正をお願いいたします。 大変申し訳ございませんでした。
			議案第36号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」説明させていただきます。 議案書の94ページ及び別添の参考資料の位置図をご覧ください。
			本議案は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定される、農用地を農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内の土地を農用地区域から除外するものでございます。 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更につきましては、議案書の右側に記載してあります、5つの除外要件すべてを満たす必要がございます。 今回は、平成30年12月1日から平成31年2月28日までに除外の申出を受け付けたもので、対象となる農地は95ページから100ページまでに記載のありますとおり、 除外 21件(23筆) 9,111.61㎡ 農用地への編入 1件(1筆) 1,162㎡ でございます。 除外の地区別の内訳といたしましては、 深谷地区 5,624.61㎡ 岡部地区 1,067㎡、 川本地区 683㎡ 花園地区 1,737㎡ でございます。

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行		農業 振興課	<p>また、除外事由別の内訳といたしましては、            自己用住宅 9件(9筆) 3,549㎡            農業用倉庫等の農業用施設 2件(2筆) 356㎡            敷地拡張 5件(5筆) 604㎡            駐車場 3件(3筆)、2,272㎡            資材置場 1件(2筆) 334.61㎡            診療所 1件(2筆) 1,996㎡            これにより、整備計画に位置づけた農用地面積は、            5,967.2haから今回の申出により、面積5,966.4haに変更と            なるものです。            以上、「議案第36号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)            の変更に係る意見について」の説明となります</p>
		議 長	<p>ただ今、農業振興課より説明のありました、議案第36号            「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更            に係る意見について」を一括審議いたします。            この件に関し、質疑はございますか。             (委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決            いたします。お諮りいたします。本件は、「意見なし」として、            決することよろしいでしょうか。             (委員より「意見なし」との声)</p>
状 況	閉会	議 長	<p>意見がございませんので、本件は「意見なし」として決します。</p>
		局 長	<p>以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び            議案に関する審議はすべて終了いたしました。            これにて、議長の職を解かせていただきます。            ご協力ありがとうございました。</p>